

令和2年度 第三セクター等の経営健全化方針の取組状況調査の概要

調査の趣旨

- 総務省では、各地方自治体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを要請しています。特に、「財政的なリスクが一定の要件に該当する第三セクター等」と関係を有する地方自治体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月20日付総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知。令和元年7月23日付総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「経営健全化方針策定通知」という。）しています。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「財政的リスクの高い第三セクター等について、関係を有する地方自治体において2018年度末までに策定・公表された経営健全化のための方針に基づく取組を推進し、2020年度から取組状況を把握・公表する」とされています。

調査結果の概要

- 平成29年度決算において経営健全化方針策定通知に基づき、経営健全化方針の策定要件に該当する法人（以下「対象法人」という。）279法人^(※)のうち、策定済の法人は267法人（95.7%）、未策定の法人は12法人（4.3%）となっています。

策定済 ^(※)	未策定	計
267法人 (95.7%)	12法人 (4.3%)	279法人

- ※ 複数団体で同一法人につき作成している場合は重複して計上。
- ※ 策定済法人には、「会社の解散・清算を行った」等策定の必要が無い法人も含む。
- ※ 調査は令和2年6月1日時点となっている。

- 対象法人279法人のうち、経営健全化方針の策定要件に係る数値が改善している法人が174法人（62.4%）となっています。

- 取組状況については別添一覧表のとおり。

一覧表では、

- ・ 「初めて該当した年度の要件について」の「該当した要件」欄は、次の①～④で表示しています。

- ① 債務超過の法人
- ② 時価評価した際に債務超過になる法人
- ③ 土地開発公社で、損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ④ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%（東京都は5.55%）、市町村は11.25%～15%）に達している法人

- ※ 調査対象は、債務超過法人であって一の自治体の出資割合が25%以上である法人、又は、自治体から損失補償、債務保証、貸付金（短期・長期）のいずれかを受けている法人のうち、上記①～④のいずれかに該当している法人

- ・ 「改善状況」欄は、以下のとおり表示しています。

「◎」：数値が改善し、策定要件からも外れた状況

「○」：数値は改善したが、引き続き策定要件に該当している状況

「×」：数値が悪化又は、変わっていない状況